

○桜井委員長 それでは、日程1、陳情審査に入ります。

初めに、新たに当委員会へ送付された陳情、送付8-1、令和8年4月施行予定の道路交通法改正を踏まえた千代田区内（特に靖国通り）における自転車通行環境整備等に関する陳情です。

陳情の朗読は省略をいたします。

併せて、2番目の報告事項の（1）のところに千代田区自転車活用推進計画の策定についての報告を予定いたしております。陳情に関連しますので、併せて執行機関からの説明をいただきたいと思います。

それでは、陳情審査に入ります。

○神原環境まちづくり総務課長 それでは、陳情審査に関連します千代田区自転車活用推進計画の策定について報告させていただきます。資料のほうはデータの02、環境まちづくり部資料1-1をご覧ください。はじめに、計画素案に対するパブリックコメントの結果についてです。

昨年11月7日の当委員会への報告後、計画素案のパブリックコメントを実施しました。期間は令和7年11月20日から12月4日までの2週間、公募の周知方法は広報千代田や区ホームページ、SNSにより行いました。計画素案の閲覧は区のホームページや区役所本庁舎などでも行いました。意見の提出件数は10件、意見提出者は全員区内に住所を有する方からのもので、意見数は20件となっております。

いただきましたご意見につきましては、データファイルの03、環境まちづくり部資料1-2をご覧ください。寄せられたご意見を見ますと、路上駐車問題・取締り強化、自転車走行空間の構造的な分離・整備、電動キックボードやモペットの安全対策、歩行者・自転車の安全ルール啓発、子育て世代・児童向け施策、駐輪環境の整備といった主に六つのテーマによるものでございました。

具体的な意見と区の対応でございます。自転車走行空間の整備に関する主な意見といたしましては、左に書いてあるNo.1のところでございますが、自転車専用通行帯への違法駐停車が横行しており危険、車道上のマーキングだけでは不十分、構造的に分離された自転車専用空間が必要。また、2番では、神田地区など一方通行道路では路上駐車により正面衝突の危険がある。区の対応といたしましては、今後整備する路線については、路上駐停車が、塞がれないような構造の検討を進めてまいりたいと。一方通行の路線については、自転車道の可能性も含めて検討していく。路上駐車対策は警視庁と連携して取り組んでまいります。

次に、電動キックボードに関する主な意見でございます。3番になります。本編52ページの電動キックボード普及状況データが、2019年時点で古過ぎる。7番のご意見のところ、違法モペットの歩道走行や信号無視が危険。また、9番のご意見のところでは、パリやオーストラリアで禁止されている事例があり、最新情報を反映するべき。区の対応といたしましては、ご意見を踏まえまして、本編の52ページ、53ページの電動キックボード事例を2025年時点の情報に更新しております。また、新たなモビリティ利用者向けの取組やルール周知を推進してまいります。

次に、子育て世代・児童向け施策に対する主な意見、5番になります。子どもが自転車に乗れるようになるための施策が見当たらない。区内に自転車練習場がなく不便。学校の

校庭の開放や子ども用自転車の貸出しを要望。パレスサイクリングの自転車教室は高倍率で申込みが困難。区への対応といたしましては、子どもの練習場の確保は課題として認識しており、関係機関と調整してまいります。また、パレスサイクリングの自転車貸出し等については主催者と連携。こちらのほうは新たに本編のほうに追記いたしました。

次に、歩道での自転車マナーに対する主な意見、8番のご意見になります。神田エリアで歩道を自転車で走行し、歩行者にベルを鳴らす人が多い。歩道は歩行者優先という原則を区からアナウンスしてほしい。区への対応といたしましては、走行ルール・マナーの周知啓発と、自転車走行空間の環境整備を警察等と連携して取り組んでまいります。

次に、駐輪場の整備に関する主な意見、意見としては10番になります。通勤、買物時に利用できる駐輪場を増やしてもらいたい。区への対応といたしましては、区内の駐輪需要を踏まえた適正な台数及び配置で、周辺環境にも配慮した駐輪場の整備を進めてまいります。

以上がパブリックコメントの概要になりますが、今回のパブリックコメントを通じて、区民の皆様から安全な自転車走行環境の整備や路上駐車対策の強化に対する高い関心が示されており、区への対応といたしましては、反映区分Cということで既に計画に反映されているものが多くありましたが、本計画の方向性自体はおおむね区民の皆様のご意見が共通していることが確認できたと考えております。一方で、電動キックボードの情報の更新や子どもの自転車練習に対する記述の追記など、具体的にご意見を計画に反映させていただいております。今後も区民の皆様のご意見を踏まえながら、安全で快適な自転車利用環境の実現に向けて取り組んでまいります。

以上がパブリックコメントの結果のご報告となります。

続きまして、新たに送付された陳情、送付8-1についてです。陳情者から申入れがあった事項は3点ございます。1、令和8年4月施行予定の道路法の改正を踏まえ、区における自転車通行環境の現状と課題について調査・整理すること。2、都道である靖国通りについて、都及び警視庁に対し、自転車専用ゾーン等の整備、時間帯別・区間別の柔軟な交通運用、当面の取締り運用に関する周知・啓発などを求める意見書、または要望書を提出すること。3、自転車利用者、歩行者、自動車利用者の安全が確保されるよう、法改正に合わせた段階的かつ現実的な対策を講じるよう、関係機関と連続的に協議すること。この3点になります。

区ではこれまで自転車の安全で快適な走行環境の整備や交通安全啓発等を総合的に施策を推進するため、千代田区自転車活用推進計画の策定に取り組んでまいりました。陳情の1点目にあります法改正を踏まえた現状、課題整理につきましては、計画策定の過程の中で、区民アンケートの実施や区内の交通調査、学識経験者や公募区民、地域関係者、交通道路管理者、鉄道事業者、自転車関連団体による協議会を通じ、まとめてまいりました。

環境まちづくり部の、本日、資料1-4で計画の本編をお示しさせていただいております。こちらの17ページから56ページにも掲載させていただいております。ボリューム感がございますので、簡単に要約させていただきますと、千代田区では昼間人口が多く、来訪者を含めた対応が不可欠である一方、走行空間や駐輪環境の不足、放置自転車の多さが課題となっております。自転車の事故は減少傾向にあるものの、対歩行者の事故の割合が高く、ルールやマナーの遵守が十分とは言えない状況も見受けられます。加えて、観光、

防災、新たなモビリティへの対応など、多様な利用場面を見据えた安全で快適な自転車利用環境の整備が求められているものと整理をしております。

また、3点目の段階的、現実的な対策と継続協議につきましては、自転車利用者、歩行者、自動車利用者の安全確保のためには、急激な変更ではなく、実態に即した段階的な対応が重要であると認識しております。区では、自転車活用推進計画に基づき、関係機関と継続的に協議をしながら、現実的かつ実効性のある対応を進めてまいります。

最後に、靖国通りに関する、都、警視庁への要請についてです。靖国通りは都道であり、道路管理や交通規制は東京都及び警視庁の所管事項になります。一方で、交通量が多く、利用者が錯綜する区間であることから、区としても自転車の安全確保が課題であると認識しております。今後も東京都や警視庁と情報共有、協議を行い、自転車通行環境の改善や交通安全に関する運用や周知、啓発の在り方について、区の実情を踏まえた必要な働きかけを行ってまいります。区といたしましては、自転車活用推進計画に基づき、法改正を踏まえつつ、関係機関とも連携しながら、歩行者や自転車利用者などの安全確保に向けた取組を進めていく考えでございます。

私からの報告は以上です。

○桜井委員長 はい。ご説明を頂きました。それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。いかがでしょう。

○小林委員 頂いた陳情を、よく陳情者が指摘をされているところが、ごもっとも、大変ごもっともで、この陳情については応えていかなくてはいけないと思います。特に都道の部分については、千代田区でやりたいといっても、要望、もしくは警察との協議とか東京都の協議に入ると思うんですけども、この部分について、できること、1番の陳情で、自転車通行環境の現状の課題について調査・整理することというのは、これはもう既にやっているんですよね、今つくって。これの最新版というのかな、こういうのが出てくるということは知らないということだから、示していかないといけないというのは、これはお願い一つ。

もう一つが、これ、4月から道路交通法が改正されますよね。これについて、私もいろいろ自転車利用者の方からたくさんいろいろな意見を頂くんですけど、まず一番多いのは、ここで言っているこれ、都道に限って、靖国通りと言っているんですけど、2番の3番目、当面の取締りの運用に関する周知・啓発というところで、どういうふうになるんだ。要するに法律が。自分たちが自転車を通行するときに、例えば70歳以上は歩道を走ってもいいよとか、ルールが変わってきたりしているんだけど、もう新しく変わったのとか、これで処罰、要するに、の部分もあるんで、その辺を知らないと安心して運転もできないねと言われるんです。

これは、警察が改正することを、やっぱり自治体、区民を擁する自治体としては、丁寧に説明したり、啓発活動と、こう言っているんですけど、これを徹底してやらないと、混乱しますよね。自転車を使っている人はたくさんいるんで。特に子どもと一緒に乗っている2人乗りの自転車も含めて、非常にここの部分というのは、もう早めに、このどういうふうなのができるのか、できないのか、違反になったのか。今までできたものでもね。そういうところというのはちゃんと周知を、区としてもう積極的にやるべきだと思うんですけど、それを今後、この陳情を受けてですけれども、この靖国通りに限らず、千代田区の

区民もしくは千代田区で自動車を利用する人に広く周知をし、啓発活動を取り組んでいただきたい。

全部もう言っちゃいますけど、ここの、特にここの陳情者が求めているのは非常に的を射ていて、靖国通りという部分を出してこられたけど、これは自転車の通行環境としても広い道路なんで、この辺ができなかったらほかのも全部できないということになっちゃうんで、この辺がやっぱり出してきた理由なんで、この辺、要するに靖国通りのところをうまく区としても都と警察と一緒に連携を組んで進めていくという、ここ、よくすぐこの2番の、上の2点も言われる、時宜に合ったご指摘なんで、この辺は積極的に区としてもこの辺を理解して進めていただけないかと。ちょっと全部たくさん質問しちゃいましたけど、いかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 まず都道、靖国通りの現状と課題の把握ということで、我々も今回、自転車活用推進計画としてまとめる中で、都の管理者、あと警視庁のほうにも入っていただきながら策定に努めてまいりました。そういったことを踏まえまして、現状、課題認識といったものについては今後も共有しながら、実態に即した対応といったものを働きかけをしてまいりたいと思います。

また、3点目にございました、併せましてそういった情報共有の中で、今後の取組につきましても密に、警視庁、都道の管理者である一建になりますけれども、連携を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、4月以降の道交法の改正でございますけれども、最も影響が大きいのは自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符と言われるものが導入されます。これによりまして、16歳以上の自転車利用者が信号無視や一時停止などを、一定の違反をした場合は反則金の対象となるということで、これまで自転車注意だけで済むといったところが、従来と大きく変わってくるというところでございます。私どもといたしましても、区は何もしないのということではなくて、しっかりと区民に周知をしていくということが大事だと思っておりますので、改正の4月前に広報千代田による周知ですとか、あとはホームページ、SNS等、あらゆる機会を通して周知のほうは徹底していきたいというふうに考えております。

○小林委員 この前からお願いしているんだけど、周知って、ホームページにつけたとか、広報千代田にやったというんじゃ、これ、全然周知にならないのよ。なっているという、役所は言うけど。だから、この前から僕も何回も指摘しているけど、もうあれですよ、清掃車に貼り付けるなり、要するにコアになる部分は、どうしても知ってもらいたい部分は、清掃車に貼り付けて回すとか、それとか出張所にも貼り出すとか、いろいろな工夫をしていただきたいんですよ。もう、それで、要するに千代田区は本当にちゃんと周知していると。だって青切符になっちゃうんでしょ、今までの、もっと。大転換じゃないですか、自転車に乗る人には。そういうところはやっぱり丁寧に、転換するものは丁寧にやっていくと。

これ、この陳情を読めば読むほど、この方はよくご指摘なさっているなと、もう私は感心して、この人に来てもらってお話を聞きたいぐらいだと思うんですよ。陳情の、今後どう取扱いがなるか分かりませんが。まさにこの陳情事項の前に言われていることがもっと大切な部分を指摘されていて、ここの交通量の多い車道を通行せざるを得ない危険性が

あるよとか、ここに、歩道通行における違反リスクが増大しているよとかいうのは、これはまさに今抱える問題なんで、なおかつここでまた言っているのは、これは乖離が出ているのと、あとインフラ整備の遅れを前提とした暫定的な対策であると。これは我々に受け取ったものなんですよ。そもそも予算の分科会でも審議の中で申し上げましたけれども、やっぱりインフラができていないんですよ、どうしても。自転車に対するインフラが。その部分を、今、法律等、法律を改正したり、いろいろな危険を避けるような、歩行者に対して危険を避けるような方策をハードでできないんで、ソフトで、ソフトというか法律とか啓発活動でやっていこうというのは、これ、暫定措置です、本当に。

先ほど、この前から言われているように、自転車の使い方もそうだし、駐輪場の持ち方も積極的に区が考えていなくて、難しい問題なんでね、インフラというのは。だけどやっぱりこの自転車の計画で、インフラまで触れているのかどうか。僕はまだ見ていないんですけども、インフラのところまで触れていかないと、やっぱり暫定対策ですと進んでしまう。やっぱり交通計画は10年、20年先を見てやらないとならないんで。とはいえ、今の法律の変更がもう4月からであり、自転車の利用が言わば社会的にすごく増えているというところを考えると、インフラもあるし、それから自転車の利用の仕方もあるし、駐輪場の使い方もあるしという、その部分も併せてやっていくということもお答えしてあげないといけないなと私は思いますので、その辺も含めて再度ご答弁いただければ。○神原環境まちづくり総務課長 初めに、周知啓発ということで、区のこれまでの方法じゃ足りていないのではないかといいたご指摘を頂きました。小林委員からご指摘のとおり、あらゆる手段、できる限り区民の皆様の目に触れるような形で、この青切符制度の導入といったものが皆様に浸透するような形で、我々も取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

また、インフラ整備の遅れといったのはご指摘のとおりでございます、車道を走りたくてもなかなか危険で走れないですとか、そういった状況は多々見られるかと思えます。この自転車活用推進計画の中でも、車道のネットワークの構築といったことで、ネットワーク計画といったものも今回計画してございます。できる限り自転車が安全に走行できる、新しい新たなモビリティも走行できるような環境整備といったものは、限られた道路空間の中ですけれども、今後検討しながら着実に進めていきたいというふうに考えてございます。

また、これから導入される新たな制度でございますけれども、やはり自転車は歩行者ではないといったことが、まず皆さんに知っていただく、法律上でも自転車は軽車両になりますので、今までそこがなかなか浸透していないといったところでございます。そういったところ、まず、歩道を走る場合でも自転車は歩行者優先でといったことを、まず自転車に乗られる方が改めてこの機会に認識していただくことも大事なのかなと思っておりますので、そういった活動も区のほうで進めていきたいというふうに考えております。

○小林委員 ちょっと先ほど指摘する、もう一つ追加してしたいんですけど、やっぱり自転車、モビリティとして使っている分、民間でも、今、モビリティがたくさん使われているし、千代田区では電動自転車というのはちよくるが使われているし、その部分というのはそこにも広報をしなくちゃいけないんですよ。そこに、例えばちよくるのポートに、この変わったことを告げてもらうような告知をしてもらったり、電動モビリティの

民間の業者にもお願いして、当然それを使うんでね。民間だからいいというわけじゃないんで、その部分もちちゃんと啓発に協力してもらおうとか、その辺は積極的にやってほしいんですね。

それからまた、風ぐるま、これは自転車じゃないんですけれども、風ぐるまに乗っているから自転車に乗らないわけじゃないんで、風ぐるまに乗っている人にも、例えば車内に啓発のチラシを置いたり貼ってもらったり、ポスターを貼ってもらったりとか、もしくは風ぐるまの駐輪場にポスターを貼ったり啓発のものを貼ったりとか、もう少し進むと、まちづくり部長によくお願いしているんですけど、再開発であるとか建て替えである、壁に、その部分はちょっと地域の広報のを貼ってくれよとか、そういうまちで大きく動いている大きな平面があるんで、そんなところも、やっぱりこの告知するとき、特にこういう急にもう4月からやるよなんていうときは、至急刷り物でもして、ネットだけじゃやっぱり伝わらないのよね。人って、やっぱり目で見ないと、消えちゃうような目で見るSNSというのは便利なんだけど、消えちゃうんだよね。次のものが出てくると前のを忘れちゃいますからね。そういう分かりやすさ、視覚に訴える、前から言っているんですけど、見える化というんですよね。見えて消えちゃ駄目なんで、見える化をやってもらいたい。

なおかつ時間がない。変更になって。で、混乱はしたくない。混乱して困るのは区民とか自転車利用者とかなんで、その辺は、まさにここで言う告知啓発というのをしっかりやってくれるという中の、具体的な対策として取り組んでくれないかなということですけど、いかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 初めに民間の、ちよくるを含めたモビリティのところでの周知啓発というところですけども、やはり区内はかなり展開が増えてきている状況もありますので、そこにこういった告知をするといったことについては、かなり効果があるのかなと思っていますし、それは民間事業者の立場としてもしっかりやっていただかなければいけない事項だと思っていますので、それについては申し入れをして、迅速に対応していただくようお話ししていきたいと思っています。

また、区内の様々なツールを使ってということで、今、例示として風ぐるまといったことも頂きましたけれども、所管のほうにも確認いたしまして、こういった周知の方法があるのかといったところもございますので、ご意見いただいた部分については、庁内のほうで調整はさせていただきたいというふうに思います。

○小林委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それで、肝腎なことを忘れていた。警察。今、警察署ってすごく地元で優しくなっているんですね。いろいろ、特に自転車の事故が多いというんで、自転車につけてくださいなんていって蛍光のシールをくれたり、蛍光の腕輪をくれたりするんですけど。警察ってそういう何か柔軟に動き出しているんですよ。ここで警察が何をやろうとしているか知らないんですが、知っていますか。警察は、この4月に道路法改正になるに向けて、何か警察として啓発品を配ったりとかやっているよとか。

何が言いたいかというのと、もしやっているんであれば、その啓発品を使ってまちに配布してもいいし、警察との連携というところがちょっと抜けていたんで、その辺、警察が何をやっているかご承知か、それから何をやってもらえるのか聞いているのか。もしくはやってくれるんでありゃやってもらおうし、千代田区としても協力できることはないのかとい

うところはいかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 具体的に警察のほうも、今後取締りのほうを進めていくに当たって啓発活動はしていくというふうに考えております。区といたしましては、先ほど申し上げているように、まずは周知啓発といったものに取り組んでいくと。また、あと、交通安全の協会とも連携をしておりますので、そちらのほうにも区といたしましても補助事業を行っていますので、啓発活動を進めていくと。今後の春、秋の交通安全運動の期間とも通じながら、それは連携しながら我々も進めていきたいなというふうに考えております。

○桜井委員長 ほかにありますか。

○岩田委員 別に揚げ足を取るつもりはないんです。課長の答弁で、自転車が車道を通るのも危ないし、歩道は歩行者優先でと、何かそのままずっと行っていたんですけども、そもそもが軽車両ですから、車道が原則じゃないですか。さらに歩道を走れる場合というのは、13歳未満。以下。未満。未満かな。の子どもとか、70歳以上の高齢者とか、あとは何か障害を持っている人とか、そういう人に限られていたんですよ。自転車通行可と書いてある標識のあるところ。だから、そういうところもちゃんと啓発として、まあ啓発としてやる時にはそういうところまでやってくれると思うんですけども、あくまで原則は車道であるということがいいんですよ、もちろん。認識として。

○神原環境まちづくり総務課長 今お話にあったように、原則、自転車は車道の左側を通行する。ただ、一方で、先ほどお話しいただいたように、子どもですとか高齢者の方、あと著しく交通の危険がある場合といったのは車道を通る、走行できるというところがございます。歩道を自転車が走る場合においても歩行者が優先になりますので、そこに配慮して、徐行といったところで自転車は走行するといったのがルール化されていますので、走行につきましては今回の改正に合わせて周知が必要だというふうに考えております。

○岩田委員 そうですね。原則車道を走るということを分かっていない方も多いためなので、ぜひそこをよろしく願いいたします。

○神原環境まちづくり総務課長 今お話がありました、原則車道の左側通行、歩道を走る場合は歩行者優先といったもの、この2点は大事だと思いますので、周知してまいります。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○大坂委員 この陳情について、今、小林委員からもあったとおり、まさにしっかりと取り組むべき内容なのかなというふうに認識をしているんですけども、この陳情事項の2番のところの二つ目のポツ、ここがちょっと気になったので、確認させていただきたいんですけども、靖国通りについてですけども、時間帯別・区間別の柔軟な交通運用というのが陳情事項として挙がっているんですけども、これができればすばらしいことなのかなというふうに思うんですけども、実際これ、それが本当に可能なのかというところで、そもそも区としてはどういうふうに考えているのかということと、東京都、都道全般で、そういった運用というのが実際にされている箇所というのがあるのかどうかというのはどういうふうに把握されているのか。この2点についてお伺いしたいです。

○神原環境まちづくり総務課長 交通に関する所管になりますと、警視庁になりますので、なかなか区からこうするといったのは、お話しするのが難しいことではございますけれど

も、今回の陳情を受けまして、情報の共有はさせていただいて、どのような運用の方法があるかといったことについては確認していきたいと思っています。

また、今お話がありました、現在の運用の中でそういった事例があるかといったところにつきましても、確認してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 ありがとうございます。都道、特に靖国通りというところは、車道も大きくて信号の間隔も長いので、自転車を使う身としても、どうしてもスピードが出たくなるというか、出してしまう。出さないと車との流れにも乗れないというところもあるので、スピードがかなり出る区間でもあります。そうした中で左折レーンが次から次に来ると、なかなかそれが、自転車の通行の障害というか、走りづらい要因にもなっているという部分はあるので、その辺を根本から解決するのはなかなか難しい問題ではあるんですけども、自転車側、車を運転する側、どういうふうにその辺を、ルールだったりマナーだったりというところを考えていけばいいのかということも含めて、整理ができるといいのかなというふうに思いました。

パブコメのところについても少し聞いちゃって大丈夫ですかね。関連する形で、自転車通行関係の。

○桜井委員長 えっ、どこのところ。

○小林委員 パブコメ。

○大坂委員 パブコメの。

○桜井委員長 パブコメ。はい、どうぞ。

○大坂委員 今回、パブコメはかなりいろんな意見が出て、しかもそれをしっかりと反映されているということで、よかったなと思うんですけども、そうした中で、電動キックボードに対する風当たりが非常に強いのかな。風当たりが強いと言っちゃうとあまりよくないのかもしれないですけども、心配されている方が多いのかなというふうに感じました。それに併せて世界各国の状況についても改めて載せていただいたので、そこは一つ安心ではあるんですけども、そうした各国の状況をしっかりとこれからも踏まえていただいて、千代田区としてどう対応していくのかというのは考えていっていただきたいなと思いました。なかなかこれは区だけでどうこうということではないので、国全体がどういう方向にかしを切っていくのかというのはしっかりと注視していかなければいけないんですけども。

一方で、これまでの統計等々を調べてみると、事故の件数というのはまだそれほど、台数が少ないので多くはないんですけども、例えば人身事故率だったりだとか飲酒率だったりだとか、そういったものが自転車と比べてかなり多いということも数字として言われています。特にこの飲酒ですね。免許がないので、飲酒に対するハードルが恐らく利用されている方が低いんだろうなというところもありますので、そこについては、自治体、特に千代田区の中では、それは絶対させないぞというぐらいのことはできるとは思いますので、そういった視点から対応していただけるといいのかなと思うんですけども、その辺の見解をお聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 そういった特定小型原動機付自転車に関する、電動キックボード等も含みますけれども、そういった危険、安全性に関するもうご意見といったのは多々頂いておりますし、報道等でもそういった報道がされているところでございます。

区といたしましても、こうした声は重く受け止めて、安全確保が十分でない段階で慎重に対応していくべきかなと思っております。昨年、分科会でもちょっとお話しさせていただきました、令和8年2月に警察庁交通局が発表しておりますけれども、そういった特定小型原動機付自転車が関連する交通事故の件数を見ますと、自転車に比べて人対車両が3倍であったり、車両の単独であったら自転車の2.7倍といったことで、やはり多いといった統計調査も出てございます。また、飲酒運転に関するところも、なかなか意識的にまだ浸透していないといったようなところもあるのかと思います。そういった重大事故につながりかねないような危険な行為といったものは、区としてもしっかりと周知をしていく必要があると思っておりますので、青切符の導入と併せてそういった面も強化しながら周知啓発のほうを進めてまいります。

○桜井委員長 はい。富山委員。

○富山委員 1点確認させていただきたいんですけども、この推進計画を策定されて、中身を拝見すると、4月からの法改正については60ページに1回だけしか登場してきていないんですけども、この推進計画自体はこの法改正を見込んでつくられたものなんですか。教えてください。

○神原環境まちづくり総務課長 今ご意見いただいたところに、周知啓発といったところで、そういった表記がありますけれども、基本的にはこの法改正導入も踏まえて、しっかりと、まず一番、周知啓発のほかにも、まず自転車が安全に走れる環境をつくっていくといったところが主眼になってくるのかなと思っておりますので、ネットワーク計画といったものを基本としつつ各施策展開をしていくという、そういった考えで策定した計画になります。

○富山委員 ありがとうございます。私が拝見していたのは60ページの施策の内容についてだったんですけども、周知啓発のほうにも書かれているということなんですけれども、ご意見の中にもあるように、このデータを取っているのが2019年のものだから古過ぎますといったご心配を抱かせてしまう場合もありますので、最新の情報を踏まえてつくっているものなんですよというものを周知していただくと、皆さん安心できるかなと思います。

あと1点、私からの意見なんですけれども、私は歩行者なので、やっぱりご意見の中にもあるように、よくベルを鳴らされたりとか、ぎりぎりのところをさっと通っていかれたりとか、そういうことが度々起こっているんで、やっぱりモビリティとして、国からも推進されているものではあるんですが、やっぱり歩道は歩行者が優先なんだよということも、先ほど課長からも答弁がありましたけれども、やっぱり周知していただきたいと思っております。お願いいたします。

○神原環境まちづくり総務課長 この計画、パブリックコメントで頂いたように、情報のほうは最新のものに、今回、パブコメの意見を踏まえて変更させていただきましたので、その辺はしっかりと周知してまいりたいと思っております。

また、これまで自転車は歩行者と同じといったような誤った認識のほう浸透しているというのが現在のかなと思っております。今回の4月の法改正を契機に、そういった社会的な認識といったものが変わっていくことを期待しておりますし、我々もそれについてしっかりと周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

○富山委員 お願いします。

○桜井委員長 はい。入山委員。

○入山副委員長 ありがとうございます。今回、陳情を頂いたということで、本当に小林委員がおっしゃるとおり、ほんと重要なことだなと思っている中で、12月25日と去年頂いたもので、大分時間がたってしまうんですけども、今回、自転車活用推進計画もつくられたということで、千代田区は結構やっぱり一方通行の多い、道路が多いのかなんかと思っはいるんですけども、特に警察の中は全国一律になると思うんですけども、近隣区との何かそういう連携的なものはあるんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 自転車のネットワークの整備に当たりまして、やはり近隣区との区境での連携というのは必要となってまいりますので、その都度、整備に当たりましては、関係する周辺区と協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○入山副委員長 近隣区との連携もあるということなんですけども、先ほど小林委員もおっしゃっていたように、やっぱり周知という意味では、正確にルールを把握している方というのはどれだけいるのかなんかと思っているんですね。どうしても私もいろんな人とお話すると、正確に、こうだよ、ああだよというのが、実はちょっと認識がずれていたりとかすることが多いんですけども、もう少しそこを、もう少し簡単なルールみたいなのを正確にお伝えいただければなと思うんですけども、いかがでしょう。

○神原環境まちづくり総務課長 なかなか道路標識を見ながら自転車を乗られている方というのは少ないのかなんかというふうに思っていますので、その辺りがかなり複雑だというような印象があるのかと思います。基本は自転車は、先ほどから申し上げていますように、車道の左側を原則通行するといったところ、あと歩道を通行できる場合でも歩行者が優先であるといったところ、そこが基本になってまいりますので、まずはそのルールを徹底していくということが大事なかなんかというふうに思っています。

○入山副委員長 ありがとうございます。また、先ほど来、モペットだとか電動キックボードとかのお話になっているんですけども、そちらに乗る方は結構来街者の方が多いのかなんかと思うんですけど、努力義務だとは思っているんですけども、ヘルメットとかのそういう着用とかというのは特に求めないんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 区の考えとしては、そういった電動キックボードも自転車も含めて、できる限りヘルメットのほうは着用していきたいというところは考えてございますし、また、あとモビリティの事業者のほうもヘルメット着用の推奨というのはしておりますので、併せて利用者の方をお願いをしていくというのは今後も継続的に続けていきたいというふうには考えております。

○入山副委員長 最後に、すみません。ヘルメットの着用も求めていくと。あと来街者の方にもしっかりと交通ルールを守っていただくような、区からも発信していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○神原環境まちづくり総務課長 先ほども区内のモビリティのそういう事業者ですとか、ちよくるも活用しながら周知活動をしたらどうかといったご指摘も頂いておりますので、できる限り区民の皆様、来街者の方にも分かるような形で、まちに浸透できるような周知のほうは我々としても検討してまいります。

○桜井委員長 はい。ほかに。

○小林委員 今、陳情審査の中でいろいろ意見が出てきて、これらを実行していくためには、これ、陳情が出てきたのが去年12月なんで、審査は間に合わなかったのもあるんですけども、ここ、4月、この法律が施行される前に、区内4署の交通課長とか関係者、警察の、警察署の区内の4署の方と、こういう、今、議会に陳情が出ていて、審議されたというようなことを伝えて、協力をしていただくようなことというのはできるんですか。

○神原環境まちづくり総務課長 今回、自転車のこの活用計画の策定に当たりまして、区内の4署の交通関係の部署の方には参加していただいております。今回、計画のほうがまとまりますので、そのご報告と併せて今回の陳情に関しましても情報提供のほうをさせていただけたらなというふうに思います。

○小林委員 ぜひ議事録も取ってお渡ししてもいいかと思うんですけど、ちゃんと説明されて。というのは、ここの陳情、これは委員会のほうの取扱いになるんだけど、時期的に無理なんですと、関係者に意見書や要望書を出してくれと言っているんですよ。今なかなかそこで、これをまとめて出すというのが、時間的になかなか、もう始まっちゃうんで、後で出してもいいんですよ。いいんですけども、そういうところを今預かっちゃっているんで、ぜひ、いつも、できました。これ、議事録です。読んでおいてというのではなくて、本当にやっぱり区民の心配事項であるというのを、ちゃんと4署の交通関係者に伝えていただいて、もう多分警察署もそういう認識でいると思うんです。もうそれは警察署の今の身近な地元に対してとの接触の仕方を見るとよく分かるんですけど、改めてやっぱり議会でも、こういう指摘もあったし、陳情もあって、そういう議論があって、大変心配しているんで一緒にやりましょうみたいなことで伝えていただければと思うんですけど、いかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 今、小林委員からご指摘がありましたように、今回の策定と併せてそういったご協力を頂いて一緒に進めてまいりましたので、今回の計画策定と併せて、4署のほうにも今回の陳情書、本日の議会でのご議論につきましても情報共有して、一緒に進めてまいりたいというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

○小林委員 はい。

○桜井委員長 私のほうから、今、小林委員が最後に言われた内容については、実は私もそのように思っていたんです。これ、4署でも協議をしているというような話もありました。で、これは議長宛てに来ているんですよ、陳情が。なので、議会としても執行機関に、この趣旨に基づいた形で4署と協議をして行っていくということを申入れすると。やってねという、執行機関、やってねということが大切なんだろうなというふうに私も思っていて、今、小林委員からもそういう発言がありました。

この陳情でございますけども、扱いについては、もう皆さん同じ方向を向いていらっしゃるんで、ございますか。採択するというところで決めたいと思いますけども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、当陳情については採択するというところで申入れをしたいと思っております。